骨子案
権利擁護専門部会担当分野

資料５－３

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組みの方向性	Ⅲ数値目標
３障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「障害者条例」という。）に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について、様々な立場の関係者が参加する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」で協議し障害のある人に優しい取組を応援していきます。 また、障害者条例及び障害者差別解消法の趣旨が県民に広く浸透するよう周知を行います。 障害者虐待防止法に基づき、障害者への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関間との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。 また、地域における相談支援体制を構築し、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。 障害の有無にかかわらず必要な情報のやりとりやコミュニケーションが行えるよう支援を行います。平成２９年３月に見直した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に基づく配慮に努めるとともに広くガイドラインを周知します。 平成２８年６月制定の「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、手話等の普及を促進するとともに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組みます。 また、障害のある人に関するマークの県民への周知と理解の促進に取り組みます。	**（１）　障害のある人への理解の促進** **（２）　子どもたちへの福祉教育の推進** **（３）　地域における権利擁護体制の構築** **（４）地域における相談支援体制の充実** **（５）手話通訳者等の人材育成、手話等の普及促進** **（６）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発**	（１） **【Ⅰ現状・課題】** 障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、障害者条例と併せた広報啓発を行う必要がある。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 障害のある人に対する差別をなくすため、障害者差別解消法と障害者条例を併せた広報啓発を引き続き行う。 （２） **【Ⅰ現状・課題】** 子どものころから障害に関する知識を持つことで、差別を減らすことができる可能性があるため、子どもたちへの広報啓発活動を模索していく必要がある。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 引き続き福祉教育への取組み等を進める学校を福祉教育推進校として指定し、その活動を支援する。 （３） **【Ⅰ現状・課題】** 障害のある人を支援していくためには、日常的に信頼している支援者や家族の協力が必要であり、地域で、障害のある人に関わる人々が、権利侵害に対する意識を高く保つことができるようになる必要がある。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 市町村職員や障害者関連施設従事者等に対して、障害者虐待防止・権利擁護研修や虐待防止アドバイザーの派遣等を通じて、虐待や権利侵害への適切な対応や予防ができるよう取り組む。 （４） **【Ⅰ現状・課題】** 市町村の虐待防止の窓口、差別に関する相談窓口、その他の相談機関を活用した権利擁護の相談支援体制を充実させる必要がある。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 障害者虐待防止法の理解をはじめとした、権利擁護のための相談支援体制を充実させるため、市町村地域自立支援協議会や障害者差別解消支援地域協議会等の活動の活性化を図る。 （５） **【Ⅰ現状・課題】** 手話通訳者の養成講習、要約筆記者養講座を実施し、人材の育成を行う必要がある。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 引続き、人材の育成に取り組む。 （６） **【Ⅰ現状・課題】** 平成２９年３月に見直した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知する必要がある。 **【Ⅱ取組みの方向性】** 見直したガイドラインの周知を実施する。 **なお、障害者基本計画（第４次）骨格案に記載される「意思決定支援の推進」については障害者基本計画の策定状況を踏まえ、記載について検討していく。**	（１） ① 共生社会という考え方を知っている県民の割合 ② 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知啓発活動の数 （２） ③ 福祉教育推進員養成研修の修了者数の数 （３） ④ 虐待防止アドバイザー派遣数五 ⑤ 職員対応要領を策定した市町村数 （４） ⑥ 全分野※の地域相談員が委嘱されている圏域数 ⑦ 障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数 （５） ※精神障害、人権擁護、福祉サービス、商品・サービス、労働者雇用、教育、建物・不動産 ⑧ 手話通訳者・要約筆記者実養成講習修了見込者数福・五 ⑨ 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習修了見込者数福・五 ⑩ 手話通訳者・要約筆記者派遣実利用見込件数福 ⑪ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数福 ⑫ 点字・朗読奉仕員の養成人数と研修件数五 ⑬ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事業実施の有無福

※総…千葉県総合計画（案）　福…障害福祉計画基本指針（地域生活支援事業含）
基…障害者基本計画（案）　五…第五次千葉県障害者計画